

改正建築物省エネ法の概要

橙色は改正建築物省エネ法（令和元年5月17日公布）の改正内容

規制措置

●適合義務制度

法公布後
2年内施行

内容 新築時等における省エネ基準への適合義務

基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ適合性判定を受ける必要

※ 省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない

対象 2,000m²以上の非住宅建築物

⇒ 対象を300m²以上の非住宅建築物に拡大

●説明義務制度（新規創設）

法公布後
2年内施行

内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、
省エネ基準への適否等の説明を行う義務

対象 300m²未満の住宅・建築物

令和元年
11月16日施行

●届出義務制度

内容 新築時等における所管行政庁への省エネ計画の届出義務（不適合の場合、必要に応じ、所管行政庁が指示・命令）

⇒ 住宅性能評価やBELS等の取得により、届出期限を着工の21日前から3日前に短縮

⇒ あわせて、指示・命令等の実施を強化

対象 300m²以上の住宅

※R3年3月までは300m²以上の非住宅も対象

令和元年
11月16日施行

●住宅トップランナー制度

内容 住宅トップランナー基準（省エネ基準よりも高い水準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が勧告・命令・公表）

令和元年
11月16日施行

対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者
注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者
賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者

誘導措置

●容積率特例に係る認定制度

誘導基準に適合すること等についての所管行政庁の認定により、容積率の特例*を受けることが可能

令和元年
11月16日施行

⇒ 対象に複数の建築物の連携による取組を追加

※ 省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入（10%を上限）

●省エネ性能に係る表示制度

基準適合認定制度（省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することが可能）

B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度、登録省エネ判定機関等による評価を受けると、省エネ性能に応じて5段階の★で表示することが可能）

●その他（基本方針の策定、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言、新技術の評価のための大蔵認定制度、条例による基準強化 等）

法公布後2年内施行